

我が国における社会的企業の活動規模に関する調査

内閣府委託「共助社会づくりの担い手の活動規模調査」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

参事官（市民活動促進担当）

平成 27 年 5 月

1. 社会的企業の経済規模¹

2014 年（平成 26 年）時点の我が国における社会的企業の数 は 20.5 万社（11.8%²）、社会的企業の付加価値額は 16.0 兆円（対 GDP 比 3.3%）、有給職員数は 577.6 万人。さらに、社会的企業の社会的事業による収益は 10.4 兆円（17.1%³）。

	企業数 (万社)	付加価値額 ⁴ (兆円)	有給職員数 (万人)
社会的企業	20.5	16.0	577.6
対経済全体 ⁵	11.8%	3.3%	10.3%

○社会的企業（社会的課題をビジネスを通じて解決・改善しようとする活動を行う事業者）の活動規模について、以下の調査を用いて推計をおこなった。

- ・調査対象：中小企業、社団法人・財団法人、特定非営利活動法人
- ・調査方法：中小企業・社団法人・財団法人はアンケート調査（抽出数：10,060（回収数：1,932））、特定非営利活動法人「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」（抽出数：47,303（回収数 13,130））を利用。

○社会的企業の条件は以下の 7 つ（全て満たすもの）とした。⁶

- ①「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- ②事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- ③利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する（営利法人のみの条件）
- ④利潤のうち出資者・株主に配当される割合が 50%以下である（営利法人のみの条件）
- ⑤事業収益の合計は収益全体の 50%以上である
- ⑥事業収益のうち公的保険（医療・介護等）からの収益は 50%以下である
- ⑦事業収益（補助金・会費・寄附以外の収益）のうち行政からの委託事業収益は 50%以下である

1 詳細は報告書 32 ページ図表 23 参照。

2 本調査の母集団数 174.6 万社に占める割合。詳しくは報告書 25 ページ参照。

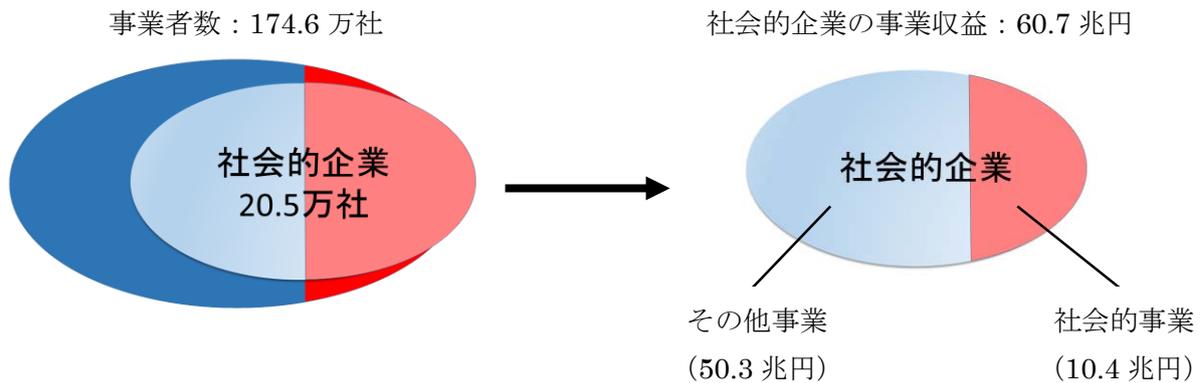
3 社会的企業の事業収益のマクロ推計 60.7 兆円に占める割合。

4 企業の付加価値と GDP は定義に差異がある点に留意が必要。本調査における付加価値率については報告書 28 ページを参照。

5 社会的企業数は 2 の通り。それ以外は、国民経済計算（GDP・従業者数）に占める割合。

6 特定非営利活動法人については、①及び②について、全ての法人が満たしているものとした。

(参考) 社会的企業と社会的事業のイメージ



2. 英国内閣府の基準による日本と英国の比較

経済全体に占める社会的企業の割合は日本が 11.7%、英国は 14.4%。有給職員数の割合では、日本が 13.2%、英国は 7.1%。日本の社会的企業の経済規模は、企業数や GDP といった点から英国よりもやや小さいものの、雇用に対する影響力では英国よりも大きいと考えられる。

		企業数	事業収益	付加価値額	有給職員数
日本	対中小企業全体	11.8%	13.4%	14.1%	23.3%
	対経済全体	11.7%	4.4%	3.2%	13.2%
英国	対中小企業全体	14.4%	11.2%	11.4%	10.8%
	対経済全体	14.4%	4.9%	3.3%	7.1%

・調査対象：中小企業（英国では、Small and Medium-sized Enterprises）

○英国内閣府⁷による社会的企業の条件は以下の6つ（全て満たすもの）。

- ①「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- ②事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- ③利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する
- ④利潤のうち出資者・株主に配当される割合が50%以下である
- ⑤事業収益の合計は収益全体の25%以上である
- ⑥会費・寄附金・国や自治体等からの補助金の合計は収益全体の75%以下である

⁷ 英国における調査の概要及び結果は、Cabinet Office (2013) “Social Enterprise: Market Trends” に詳しい。